

氏名 殿

住所 TEL ()-()

※(本人の基礎データ)

生年月日	S23.05.29	生
H15年3月以前期間	237	月
平均標準報酬月額	427,981	円
H15年4月以後期間	61	月
平均標準報酬額	571,294	円
18歳未満の子供		人
配偶者	有りの場合は(1)	1

(基礎年金部分金額基礎)

804,200	0.985	792,100
---------	-------	---------

(スライド率)

従前保証額 1.0155

61 歳

← 20歳未満の1.2級の障害者を含む

← 支給停止の場合は(2)

平成 22年 4月より

平成 年1月以降のみ

《 障害厚生・基礎年金額の計算 》

従前保証額

1、障害厚生年金

H15年3月以前 平均報酬月額 427,981 円 × 乗率/1000 7.500 × 被保険者期間 237 月 = 760,736 円

H15年4月以後 平均報酬額 571,294 円 × 乗率/1000 5.769 × 被保険者期間 61 月 × スライド率 1.016 = 201,044 円

【300月として計算】 基本年金額 = 983,276 円

1 級の場合 基本年金額 983,276 円 × 乗率 1.25 = 1,229,100 円 + 配偶者加給金 227,900 円 = 年金総額 1,457,000 円

2 級の場合 基本年金額 983,276 円 × 乗率 1.00 = 983,300 円 + 配偶者加給金 227,900 円 = 年金総額 1,211,200 円

3 級の場合 基本年金額 983,276 円 = 年金総額 983,300 円

障害手当金 基本年金額 983,276 円 × 乗率 2.0 = 算定額 1,966,600 円 = 一時金額 1,966,600 円

2、障害基礎年金

1 級の場合 基本額 990,100 円 + 子供の加給金 円 = 基礎年金額 990,100 円

2 級の場合 基本額 792,100 円 + 子供の加給金 円 = 基礎年金額 792,100 円

《 総支給額 》

1 級の場合 厚生年金部分 1,457,000 円 + 基礎年金部分 990,100 円 = 合計額 2,447,100 円

2 級の場合 厚生年金部分 1,211,200 円 + 基礎年金部分 792,100 円 = 合計額 2,003,300 円

3 級の場合 厚生年金部分 983,300 円 = 合計額 983,300 円